教育・保育施設保育料(R1～)

【令和元年10月１日施行】

３号認定（０歳児～２歳児の児童）

階層区分		３歳未満（月額）	
		標準時間認定	短時間認定
第1階層（生活保護世帯） 第2階層（町民税非課税世帯）		無料	無料
第3階層 町税所得割額　48,600円未満	第1子	18,500	13,500
	第2子	無料	無料
第3階層のうち 母子世帯・障がい者在宅世帯	第1子	8,750	6,250
	第2子	0	0
第4階層の一部 町民税所得割額　77,101円未満 かつ母子世帯・障がい者在宅世帯	第1子	9,000	9,000
	第2子	0	0
第4階層 町民税所得割額　97,000円未満	第1子	25,300	18,400
	第2子	無料	無料
第5階層 町民税所得割額　169,000円未満	第1子	33,600	24,500
	第2子	無料	無料
第6階層 町民税所得割額　301,000円未満	第1子	42,700	31,100
	第2子	21,350	15,550
第7階層 町民税所得割額　301,000円以上	第1子	52,000	37,900
	第2子	26,000	18,950
◇多子軽減 ・第1～5階層は高校生までの兄姉からカウント ・第6・7階層は未就学児の兄姉からカウント		・第1～5階層：第2子以降無料 ・第6・7階層：第2子半額、第3子以降無料	

↑ 多子軽減：高校生の兄姉までカウント

■町民税所得割…父母双方の町民税所得割を合計して、保育料を判定します。
ひとり親世帯の場合、年収が103万円未満であり、かつ児童の祖父母と同居している場合には、祖父母のうち所得の高い方の町民税所得割を用いて保育料を判定します。

■短時間認定…両親のいずれかが、月120時間未満の就労かつ、施設利用時間が8時～16時までの児童が対象です。（利用時間は施設により異なります。）

■３～５歳児の保育料…令和元年10月から始まった保育料無償化の対象となり、保育料はかかりません。
ただし、副食費や行事費等については別途、施設にお支払いいただきます。

■保育料については、９月分から所得の年度が下記のとおり切り替えとなります。

施設入所期間	課税年度	対象収入
令和8年9月～ 令和9年8月	令和8年度課税	令和7年1～12月
令和9年9月～ 令和10年8月	令和8年度課税	令和8年1～12月

■保育料の算定に用いる町民税の所得割は、町から発行される下記の通知書から確認することができます。（町外に居住していた方は通知書の名称が違います。）

・給与所得等に係る町民税道民税　特別徴収税額の決定・変更通知書

・町民税・道民税　税額決定通知書

・所得課税証明書（税務課窓口で発行できます。発行手数料がかかります。）

↓所得割額確認欄（新ひだか町の場合）→

町民税・道民税　税額決定通知書

町民税・道民税の税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

期別	普通徴収期別納付額(円)	納期限
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

徴収月	公的年金特別徴収月別徴収額(円)
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

徴収月	仮徴収額(円)
4月	
6月	
8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

所得割額に税額控除の内の「調整控除」以外の金額を足してください。

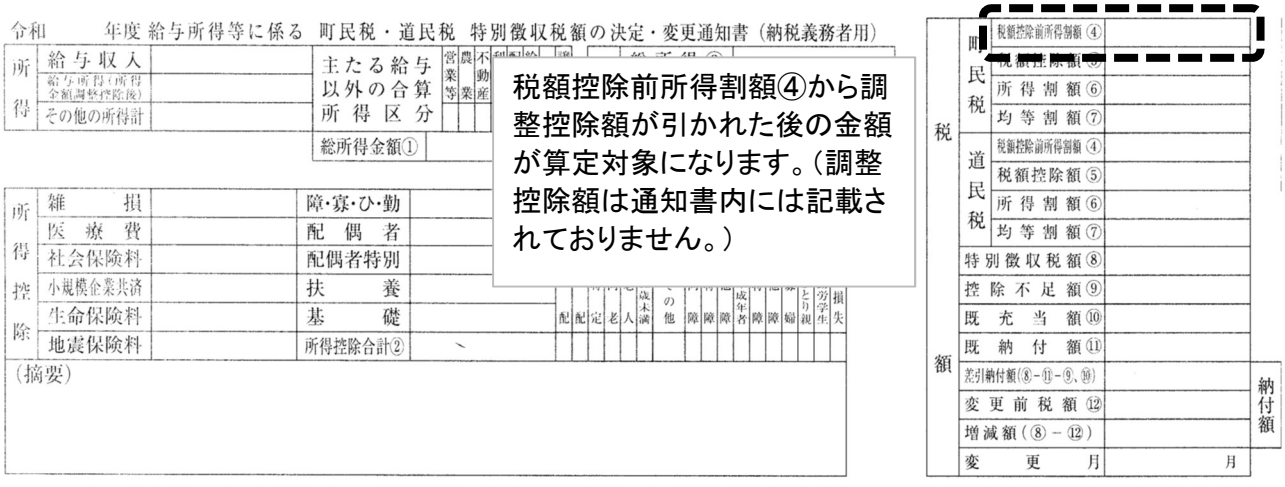
令和　　年度 給与所得等に係る 町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

税額控除前所得割額④から調整控除額が引かれた後の金額が算定対象になります。（調整控除額は通知書内には記載されておりません。）